

## 平成28年度 第1回 恵庭市行政不服審査会 会議録

- 日 時 平成28年6月6日(月) 15:00～16:30
- 場 所 恵庭市役所 3階 第2・3委員会室
- 出席者 委員) 森田委員、松本委員、日野委員  
市) 原田市長、中川総務部長、村上参与、依藤情報事務管理課長、  
尾張主任  
傍聴) 市民1名

### ○審査会の経過

- ※ 以下は、事務局が発言の要旨をメモにより要約しており、いわゆるテープおこしをしたものではありません。

### ■開会

#### 【事務局】

只今から、平成28年度第1回「恵庭市行政不服審査会」を開催致します。  
本審査会は、「行政不服審査法」が公正性の向上や使いやすさの向上の観点から改正されたことに伴い、恵庭市においても、有識者からなる第三者機関を設置することとなりましたので、皆様にお集まりをいただいております。

なお、本審査会は、恵庭市行政不服審査会条例第1条に基づき、市長の附属機関として、行政不服審査法第43条第1項の規定により諮問される審査請求に係る事件について、調査審議を行うために設置するものです。 本日は、その最初の審議会であります。

### ■委嘱状交付

#### 【事務局】

それでは、始めに、委員の皆様方にご委嘱申し上げたいと思います。  
市長より自席において委嘱状を交付させていただきます。お名前を呼ばれた方はその場でご起立をお願いいたします。

※委嘱状交付

以上で委嘱状の交付を終了させていただきます。

### ■市長挨拶

#### 【事務局】

引続きまして、原田市長より開催にあたってのご挨拶をさせていただきます。

※市長挨拶

ここで市長と総務部長は公務のため退席されます。

※市長退席

## ■委員・事務局紹介

### 【事務局】

それでは議事に先立ち、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

※各委員より自己紹介

ありがとうございました。引き続き、事務局より自己紹介いたします。

※事務局より自己紹介

### 【事務局】

それでは、本日の会議次第4「議題」に入りたいと思います。

尚、本審議会は、恵庭市行政不服審査会条例第7条の規定により、委員の過半数の出席で成立することとなっており、本日は委員3名全ての出席を得ていることから、審議会として成立しておりますので、ご報告を申し上げます。

## ■議題（1）会長、副会長の選出

### 【事務局】

それではこれより議事の最初となる会長、副会長の選出に入りますが、会長が選出されるまでの間、総務部参与が仮議長として議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 【仮議長】

それでは、会長が選出されるまでの間、私が議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

正副会長の選任をいたしたいと思います。条例には会長及び副会長は委員の互選により選出することとなっております。選任の方法についてお諮りいたします。

事務局から提案し委員みなさまの承認をいただくことでよろしいかでしょうか。

※一同、異議なしの声

### 【仮議長】

それでは、事務局より提案願います。

### 【事務局】

それでは、事務局より提案いたします。会長には弁護士の森田委員、副会長には行政書士の松本委員としてはいかがでしょうか。

### 【仮議長】

只今、事務局より、会長には弁護士の森田委員、副会長には行政書士の松本委員という提案がありました。いかがいたしましょうか。

※一同、異議なしの声

### 【仮議長】

異議なし、とのことですので、会長には森田委員、副会長には松本委員をお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより先は会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。森田会長、どうぞよろしく願いいたします。

※議長交代

※議長挨拶

## ■議題（２） 行政不服審査法における行政不服審査会について

### 【会長】

それでは、議題に戻ります。（２）の行政不服審査法における行政不服審査会について事務局から説明願います。

### 【事務局】

それでは行政不服審査会について説明いたします。お手元に資料 1 から 5 を配布させていただきました。この資料で説明を行います。説明の流れですが、

はじめに、資料 5 で行政不服審査法の概要を解説用の DVD を用いて説明いたします。

次に資料 1 で、恵庭市における行政不服審査会について説明します。

その後、資料 2・3 で、行政不服審査制度の概要について補足説明します。

最後に資料 4 で、不服申立の実績件数についてご説明いたします。

はじめに、お手元の資料 5 をご覧ください。「新たな不服申立制度のポイントについて」ですが、行政不服審査制度の概要解説を行います。解説用 DVD を使います。全体で 15 分程度となります。では、前方のスクリーンをご覧ください。

#### ※ DVD「新たな不服申立制度のポイント」再生

次に恵庭市における行政不服審査会について、重要な部分を抜粋して説明します。それでは、お手元の資料 1 恵庭市行政不服審査会条例をご覧ください。

第 2 条をごらんください。審査会は行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定により諮問される審査請求に係る事件について調査審議します。後ほどイメージ図を用いて説明します。第 3 条、委員 3 人以内で学識経験者などから市長が委嘱することとなっています。第 4 条、委員の任期は 2 年となっています。第 7 条、審査会は委員の半数以上の出席が無ければ開催できません。議事は委員の過半数で決めます。第 8 条、委員みなさまには守秘義務がございます。

次に行政不服審査法全般について、総務省の資料を用いて概略をご説明いたします。資料 2 をご覧ください。

行政不服審査制度とは、行政処分に関し、国民がその見直しを求め行政庁に不服を申し立てる手続きです。簡易迅速な手続きにより、手数料無料で国民の権利利益を救済します。法改正の経緯ですが、昭和 37 年に制定以来、実質的な法改正はありませんでしたが、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から見直しが行われ、平成

28年4月に改正法が施行されたところです。2枚目主な見直し内容のうち公正性の向上ですが、3点ありまして、一つは審理員制度の導入、二つ目は第三者機関による点検、三つ目は審査請求人の権利拡充です。下の図は国における改正前後のイメージですが、これを市に当てはめると、資料3のようになります。恵庭市行政不服審査会は、図の左上にある第三者機関になります。諮問手続きのながれは、①審査請求人が処分庁等の処分について、審査庁に審査請求を行います。審査庁は審理員を指名します。審理員は審査請求人と処分庁の双方から主張・証拠を提出していただき、②審理をおこないます。③審理員は意見書を審査庁に送付します。④処分庁は審理員の意見書を参考に裁決案を作成し第三者機関へ諮問を行います。ただし、審査請求人が第三者機関の諮問答申を希望しない場合や第三者機関が不要と認めた場合は諮問を不要とし、迅速な裁決に配慮します。⑤答申を受けた審査庁は裁決を行います。ここまでの一連の手続きは標準的な処理期間として恵庭市では6ヶ月と設定しています。資料3の裏面に手続きの流れと要する時間を事務処理の順に記載しています。

資料2に戻ります、2枚目の裏面をごらんください。使いやすさの向上ですが、不服申立をすることができる期間を3ヶ月に延長しています。不服申立前置についても大幅な見直しが行われております。3枚目の裏面ですが、国民の救済手段について、行政不服審査のほか行政手続法の一部を改正しています。詳細は後ほど資料をごらんください。

次に資料4をごらんください。平成26年度における地方公共団体に対する不服申立の状況をまとめた資料です。こちらは法改正前の状況となっておりますので、今回の法改正により、使いやすさが向上し、件数が増える要素もありますが、不服申立前置の見直しにより直に出訴できるケースが増えますので件数が減る要素もあります。一番上の表は都道府県と市町村をまとめた地方公共団体全ての集計です。特徴的な部分では、審査請求を見ると、生活保護法に関する申し立てが多くなっています。中段の表は北海道と道内市町村の合計です。処理に要した期間を見ると道内のケースは1年以内に94.3%が処理されています。全国集計では1年以内に処理したケースが51.2%となっております。処理下段は道内の市と区の合計です。市・区になると件数はかなり減りますし、札幌市をはじめ人口の多い都市で多く発生していると思われますので、比較的規模の大きくない市ではあまり申し立てがないという状況と思われます。最後に恵庭市における直近の状況は平成20年度に申し立てが1件ありましたが、却下となっております。

以上で説明を終わります。

#### 【議長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

#### 【A委員】

委員が不服申立の代理人となる場合など、利害関係者となる場合には、委員会はどのようなのか

**【事務局】**

行政不服審査会は、公正性の向上の観点から第三者機関を設置し審査庁の判断の妥当性をチェックするために設置しました。

諮問手続の趣旨や第三者機関の役割に照らして、利害関係者が審査会に参加することは適当ではありません。このため、審査会は、当該委員を除いて審議を行います。なお、審査会は、委員の半数以上の出席で開催できます。また、審査会には専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができます。

**【A 委員】**

わかりました

**【B 委員】**

行政手続法により、法令に違反する事実の是正の処分が行われた場合、行政不服審査法の不服申立期間はどのように考えるのか。

**【事務局】**

行政不服審査法の不服申立期間は行政処分が行われた日から3ヵ月に延長されました。

また、行政手続法の改正により、国民が法令に違反する事実を発見した場合、行政庁に対しそれを是正するための処分を求めることができるようになりました。申し出を受けた行政庁は必要な調査を行った結果、必要があると認めた場合、その処分が行われます。

この場合、処分を受けた者が行政不服審査の申し出ができる期間は、処分が行われた日から3ヵ月になろうかと思われれます。しかしながら、行政不服審査法と行政手続法の一部を改正する法律は別の法律ではありますが、行政不服審査法関連三法としてまとめて国民の権利利益の保護の充実のための手続きを整備していますので、このようなケースにおいての取り扱いについて確認させていただきます。後日、報告させていただきますのでしばらく時間をください。

**【B 委員】**

わかりました。

**【議長】**

その他不いようですので、それでは今後の予定について、事務局より説明願います。

■議題（3） 今後の予定

**【事務局】**

先ほどの概要説明のとおり、本審査会は行政不服審査となる案件が発生したときに開催されます。委員皆様の任期は 2 年となっておりますので、この間に該当する案件が発生した場合には、事務局より会長に報告し、審査会を招集いたします。

**【議長】**

ただいまの事務局からの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

※ 質疑・意見なし

**■議題（4） その他**

**【議長】**

他に無いようですので、それでは議事 4 その他、委員の皆様、または事務局から何かありますか。

※ なし

**■閉会**

**【議長】**

その他についても無いようですので、これで第 1 回の行政不服審査会を終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さまでした。